

農家（農業従事者）の皆さまへ

農業委員会事務局

☎965-5608

選挙管理委員会事務局

☎973-4332

農業委員の選挙権を有する者は、毎年選挙人名簿に登録しなければ原則として権利を行使できませんので、次のとおり登録申請の手続きを行ってください。

【選挙権】 次の要件をすべて満たす者

- ・うるま市に住所を有する者
- ・年齢が満20歳以上の者
- ・10アール（約300坪）以上の農地について耕作の業務を営む者（同居の親族または配偶者で年間60日以上農業に従事する者を含む。）

【申請手続】 申請書に必要事項を記入の上、平成21年1月4日～1月10日までに農業委員会または選挙管理委員会へ提出してください。申請用紙は、各自治会事務所、農業委員会及び選挙管理委員会に準備してあります。



事業主の皆様へ優遇措置のお知らせ

商工課

☎965-5611

市では、企業立地促進条例に基づき、申請のあった該当事業者に対し雇用奨励金の交付及び固定資産税の課税免除を行っております。詳細は、市ホームページにてご確認ください。

【対象事業】 製造業・道路貨物運送業・

こん包業・卸売業・電気業・機械修理業・ソフトウェア業等

◎雇用奨励金制度

【条件】 従業員が5人以上の企業で、本市における操業開始の日から2年以内に、1年以上の常時雇用で市内在住者を新規採用している者。雇用保険に加入している者。

【奨励金の額】 対象従業員1人につき

5万円以内（ただし、1人につき1回限り）

【申請書の提出期限】 操業開始の日から3年以内

◎固定資産税の課税免除

【条件】 市内に取得価格が1,000万円以上の施設・設備等を新設または増設した青色申告者に対し、当該設備若しくはその敷地である土地（ただし、その取得の翌日から起算して1年以内に建物の建設の着手があった場合に限る。）に係る固定資産税につき、最初の年度以降5年間課税を免除する。

【申請書の提出期限】 課税年度の最初の日の属する年の1月31日

市有地を一般競争入札で売却します！

一般競争入札により次の市有地を売却します。入札参加希望者は、市役所管財課へ申し込んでください。

【入札対象物件の表示（詳しくは、うるま市ホームページをご覧ください）】

	物件の所在	地目	地積	坪	最低売却価格
A物件	うるま市字豊原 185 番	雑種地	1,131.00m ²	342 坪	26,240,000 円
B物件	うるま市石川東恩納 1804 番2	宅 地	287.53m ²	86 坪	4,620,000 円
C物件	うるま市字田場 1849 番1	雑種地	206.80m ²	62 坪	4,720,000 円

※最低売却価格以上で入札して下さい。このうち、最高入札価格を落札価格とします。

【入札に参加するための主な条件】

- ① 市が指定する期間内に土地代金等全額の支払いが可能な個人及び法人とします。
- ② 市町村税等の滞納がないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定によります。
- ④ 入札までに入札保証金（入札する価格の5%以上）を納付可能なこと。

【受付期間】 平成20年12月1日（月）～平成21年1月29日（木）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時まで（土・日曜日、祝祭日は除きます。）

【受付場所】 うるま市役所 本庁舎 3階 管財課窓口

【入札説明会】 平成21年1月21日（水）午後1時（うるま市役所 具志川庁舎 3階 第1会議室）

【入札日】 平成21年1月30日（金）午後1時30分（同上）

【お問い合わせ先】 うるま市役所 管財課 管財係 ☎973-5373